

令和3年八千代市農業委員会

第9回総会議事録

八千代市農業委員会

## ◆令和3年八千代市農業委員会第9回総会議事日程

開催日時	令和3年9月9日（木）午後1時30分～午後2時07分
開催場所	八千代市役所新館6階 第4会議室
日程第1	議事録署名人の選任
日程第2	議案上程（議案第1号～第5号，報告第1号～第3号）
日程第3	議案審議及び採決

## ◆議 題

議案第1号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の件
議案第2号	農地法第5条の件（県許可分）
議案第3号	農地法第3条の件
議案第4号	農用地利用集積計画審議の件（農業経営基盤強化促進法）
議案第5号	令和4年度八千代市農業施策に関する意見書の提出について
報告第1号	会長決裁事項の報告 農地の転用事実に関する照会の件
報告第2号	事務局長専決事項の報告 農地法第4条届出書の件
報告第3号	事務局長専決事項の報告 農地法第5条届出書の件

## ◆出席農業委員（13名）

1 市川和彦	2 黒崎玲子	3 島村隼人
4 鈴木正範	5 安原清	6 將司実
8 佐藤孝之	9 花島淳	10 立石勝則
11 稲垣哲也	12 間野恵一	13 齋藤孝一
14 小名木伸雄		

（欠席委員：7 加茂太郎）

## ◆出席農地利用最適化推進委員

新型コロナウイルスの感染及び蔓延防止対策により招集なし

## ◆事務局（5名）

局長 村田 順儀	次長 小林 直樹	主査 中尾 通彦
主任主事 樽見 侑樹	主事 柳田 惇	

## ◆総会議事録

議長	<p>皆さん、こんにちは。 声が聞こえるか確認します。最後列の方、私の声が聞こえたら挙手をお願いします。</p> <p><b>【最後列の委員挙手】</b></p>
議長	<p>ありがとうございます。手を下ろしてください。 議事に入る前に私から1点申し上げます。 新型コロナウイルス感染症予防対策として、委員の感染及び蔓延防止を図るため、本日は農業委員のみの招集としましたことをご承知ください。 また、会議中、委員の皆さんはマスクを着用していただき、前回と同様に、発言席以外での発言はしないようお願いいたします。 なお、委員の皆さんには、事前に議案書の内容を確認いただくようお願いしたとおり、会議の時間短縮にご理解とご協力をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。 ただ今出席されております、農業委員は14名中、13名であり、農業委員定数の過半数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和3年八千代市農業委員会第9回総会は成立いたしました。</p>
議長	<p>ただ今から開会します。 日程第1、議事録署名人の選任を行います。 お諮りします。 議事録署名人は議長において指名することに、異議のある方は挙手をお願いします。</p> <p><b>【挙手する委員なし】</b></p>
議長	<p>異議なしと認め、指名します。 3番 島村委員、4番 鈴木委員、両委員にお願いします。</p>
議長	<p>日程第2、議案第1号から議案第5号及び報告第1号から報告第3号をもって、本日の議題とします。 この際、お手元に配付してあります文書により、朗読は省略しますので、ご了承願います。</p>

議長	<p>日程第3，これより議案の審議及び採決を行います。 議案の審議及び採決は，議案第1号より逐次行います。</p>
議長	<p>議案第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の件，申請番号1番について，事務局は，議案書の朗読を省略し，概要の説明のみお願いします。</p>
局長	<p>それではお手元の議案書及び案内図の1ページをご覧ください。 本件は，8月31日，地区担当の將司委員と9月の現地調査班で調査を行いました。 場所は，緑が丘西四丁目及び五丁目の畑6筆で，みどりが丘小学校の南西約250メートルに位置しています。 対象地は生産緑地の指定を受け，事由発生者が耕作をしまいましたが，故障により，今後耕作を続けることが困難となったため，市長に対し，買取りの申出をするに至りました。 この買取り申出に際し，生産緑地法第10条の規定により，事由発生者がこの農地の主たる従事者であることを証明する必要があるため，証明願が提出されたものです。 農地台帳で事由発生者の従事日数を照会したところ，主たる従事者であることが確認できましたので，証明書を交付したいとするものです。 なお，添付すべき必要書類も併せて確認をしています。 説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて，担当委員の意見を求めます。 6番 將司委員は発言席へどうぞ。</p>
將司委員	<p>6番 將司です。 去る8月31日に現地調査を行いました。 現地は梨園として，適切に管理されておりました。 また，事務局から説明があったとおり，事由発生者が故障したことにより，耕作を続けていくことが難しく，生産緑地の買取り申出をしたいとの事であり，事由発生者が主たる従事者であったことの証明を発行することについては，問題ないと思われます。 委員の皆さまのご審議をよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p>

	<p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><b>【挙手する委員なし】</b></p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより議案第1号について、討論・採決を行います。 討論のある方は挙手をお願いします。</p> <p><b>【挙手する委員なし】</b></p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第1号について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p><b>【挙手】</b></p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第1号については、原案のとおり証明することに決定しました。</p>
議長	<p>議案第2号 農地法第5条の件、県許可分、 申請番号1番について、事務局は、議案書の朗読を省略し、概要の説明のみをお願いします。</p>
局長	<p>議案書及び案内図の2ページをご覧ください。 本件は、8月31日、地区担当の齋藤委員と9月の現地調査班で調査を行いました。 場所は、麦丸新田台西の畑2筆でJA八千代市本店の北西約700メートルに位置しています。土地利用計画図は案内図の3ページとなります。 申請理由は、譲受人は現在、八千代市内で借家に居住しておりますが、現在の住居では手狭なため、申請地に分家住宅を建築したいとするものです。 土地の選定理由は、近隣の農地以外の土地で検討しましたが、代替地がなく、申請地でなければ転用目的が果たせないため選定したとのことです。 転用許可基準である立地基準は、まず農地区分は、当該地は、農用地ではないこと、農地の集団規模が10ヘクタールを超えることから、第1種</p>

	<p>農地と判断される土地です。</p> <p>第1種農地は原則として転用の許可をすることができませんが、既存集落に接続して設置される住宅であれば許可できるものとされています。</p> <p>もう一つの転用許可基準である一般基準は、申請目的実現の確実性として、転用行為に必要な資力は、残高証明書及び融資見込証明書で確認しています。</p> <p>転用行為の妨げとなる権利の有無は、当該地に借受人はいません。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障は、隣接に農地がありますが、隣地との境界にはコンクリートブロックを設置し土砂等の流出を防止すること、上水道は、市営水道より給水すること、雨水及び汚水は、敷地内の浸透枳及び合併浄化槽によりそれぞれ処理し、オーバーフロー分を既設の雨水管に放流すること、工事中は、防風・防塵ネットを設置し、周囲に被害を及ぼさないよう十分に注意することをそれぞれ確認しております。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>13番 齋藤委員は発言席へどうぞ。</p>
齋藤委員	<p>13番 齋藤です。</p> <p>去る8月31日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として、適切に管理されておりました。</p> <p>また、先ほど事務局から説明があったとおり、近隣の農地以外の土地で検討した結果、申請地でなければ転用目的が果たせないため、転用については止むを得ないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><b>【挙手する委員なし】</b></p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第2号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論のある方は挙手をお願いします。</p> <p><b>【挙手する委員なし】</b></p>

議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。          続いて採決を行います。          議案第2号について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p><b>【挙手】</b></p>
議長	<p>挙手、全員であります。          よって、議案第2号については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。</p>
議長	<p>議案第3号 農地法第3条の件、          申請番号1番について、事務局は、議案書の朗読を省略し、概要の説明のみお願いします。</p>
局長	<p>議案書は3ページ、案内図は4ページをお開きください。          本件は、8月31日、地区担当の安原委員、吉橋推進委員と9月の現地調査班で調査を行いました。          場所は、吉橋野馬込、花輪向、堀込の畑6筆で、尾崎橋の東約160メートル、花輪橋の東約250メートル付近にそれぞれ位置しています。          申請内容は、土地の売買取得です。          譲受人の申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。          農地法第3条の許可基準の「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。機械の保有、技術についても永年、農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。          農作業常時従事要件は、従事日数が300日ですので、150日要件を満たしています。          下限面積要件は、現在の耕作面積は64,736平方メートルですので、すでに30アール要件を満たしています。          地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。          なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしています。          説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。          5番 安原委員は発言席へどうぞ。</p>

安原委員	<p>5番 安原です。</p> <p>去る8月31日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として、適切に管理されておりました。</p> <p>本件については、譲受人が当該農地を取得し、規模を拡大したいとするものです。</p> <p>譲受人の取得要件についても、永年経営を行っている農家世帯ですので、許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><b>【挙手する委員なし】</b></p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第3号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論のある方は挙手をお願いします。</p> <p><b>【挙手する委員なし】</b></p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第3号について、申請のとおり原案を許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p><b>【挙手】</b></p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第3号については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>議案第4号 農用地利用集積計画審議の件、</p> <p>事務局は、議案書の朗読を省略し、概要の説明のみお願いします。</p>
局長	<p>議案書の4ページと、案内図の右上に「別紙1」と記載のありますページをご覧ください。</p>



	<p>本件の場所は、下高野橋本の田2筆で、八千代病院の東約200メートルに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は、賃貸借権の新規設定で、期間は10年です。</p> <p>貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は、10アールあたり13,000円です。</p> <p>利用集積計画要件の「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は、従事日数は225日となっており、150日以上を満たしています。説明は以上です。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><b>【挙手する委員なし】</b></p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第4号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論のある方は挙手をお願いします。</p> <p><b>【挙手する委員なし】</b></p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p><b>【挙手】</b></p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>議案第5号 令和4年度八千代市農業施策に関する意見書の提出について、意見書案の概要を意見書策定委員会の市川委員長から説明願います。</p>
市川委員	<p>意見書策定委員長の市川です。</p> <p>議案第5号「令和4年度八千代市農業施策に関する意見書の提出につい</p>

	<p>て」をご説明いたします。</p> <p>皆様のお手元に配布してあります「令和4年度 八千代市農業施策に関する意見書」をご覧ください。市長あての鑑文がありまして、その下からが意見書の本文となっております。</p> <p>それでは、意見書の概要について説明します。</p> <p>初めに、項目1「遊休農地対策及び担い手の確保について」では、遊休農地対策として行われている多面的機能支払交付金事業の、より積極的な推進を要望します。さらに、新規就農者への技術的な支援のため、研修先や関係機関との活発な情報共有を要望します。</p> <p>次に、項目2「有害鳥獣対策及び害虫対策について」では、多目的防災網の設置費用に対する県の補助に加え、市による上乘せの補助事業の創設を要請します。また、植物防疫事業に対する市補助金の増額を要望します。</p> <p>次に、項目3の「人・農地プランについて」では、工程表に沿った着実な遂行、さらに、その他の地域においても早急なプランの推進を求めます。</p> <p>最後に、項目4では「スマート農業の推進」として、自動運転の農機や自動の管理システムのような「スマート農業」の普及を目指し、関係機関との連携、情報の収集を要望しました。</p> <p>以上が、意見書案の概要です。つきましては、農業委員の皆様にご賛同いただき、本総会において承認を得たいと思っています。</p> <p>なお、承認をいただいた後、経済環境部長、農政課長同席のもと、9月21日に服部市長へ提出する予定となっております。</p> <p>最後に、本意見書案策定にあたっては、8月5日に第2回、8月30日に第3回の意見書策定委員会を開き、意見書案の協議を行いました。</p> <p>説明は以上となります。</p> <p>議長 質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。 佐藤委員、どうぞ。</p> <p>佐藤委員 8番 佐藤です。項目1「遊休農地対策及び担い手の確保について」ですけれども、現在、農業に従事しない方が農地を相続した際に、今後の管理方法について確認し、人に貸したいという意向があった場合は、新規就農者等に伝えると貸し借りが円滑に進むと思うのですが、意見書にはそのような内容は盛り込まれていないのでしょうか。</p> <p>議長 市川委員、お願いします。</p>
--	--

市川委員	今のご質問についてですが、相続時に農地の管理を誰かに任せたいなどの要望があった場合には、事務局のほうで確認し、委員を通じてあつせんを行っているとのこと。また、毎年、農地の利用意向調査の結果を中間管理機構に通知しているため、意見書にその内容は入れませんでした。
議長	佐藤委員，よろしいですか。
佐藤委員	ではもう，一点。
議長	佐藤委員，どうぞ。
佐藤委員	もう一点伺います。項目2の「有害鳥獣及び害虫対策について」の中で、対策の一つとして、農地周辺の耕作放棄地や山林を、補助金を活用して整備すると良いと思うのですが、例えば森林環境譲与税の活用推進を求める内容を入れるのはいかがでしょうか。
議長	市川委員長，いかがですか。
市川委員	はい、森林環境譲与税については、森林や林道の整備などに用いることができ、害獣の棲家を減らす効果が期待できますので、今回の意見を参考にさせていただきます、来年度の意見書に反映できればと考えております。 今回の意見書における耕作放棄地対策の補助金としては、多面的機能支払交付金の増額を要望としてあげました。
議長	今のお答えで佐藤委員よろしいですか。
佐藤委員	はい。
議長	意見書の修正は特にないということでもよろしいですか。
市川委員	はい。
議長	他に質疑のある方は挙手をお願いします。
	<b>【挙手する委員なし】</b>
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。

	<p>これより議案第5号について、討論・採決を行います。 討論のある方は挙手をお願いします。</p> <p><b>【挙手する委員なし】</b></p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第5号について、原案のとおり提出することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p><b>【挙手】</b></p>
議長	<p>挙手、全員であります。 よって、議案第5号については、原案のとおり提出することに決定しました。市川委員長、ありがとうございました。</p>
議長	<p>報告第1号 会長決裁事項の報告について、 農地の転用事実に関する照会の件、事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明（1番）</p>
議長	<p>質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p><b>【挙手する委員なし】</b></p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。 報告第1号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>報告第2号 事務局長専決事項の報告について 農地法第4条届出書の件、事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明（1番）</p>
議長	<p>報告第2号については、報告のとおり届出があり、受理済みでありますので、ご承知願います。</p>

議長	報告第3号 事務局長専決事項の報告について、 農地法第5条届出書の件、事務局より報告を願います。
次長	報告説明（1番から9番）
議長	報告第3号については、報告のとおり届出があり、受理済みでありますので、ご承知願います。
議長	その他としまして、令和3年度第3回広報委員会が開催されましたので、稲垣副委員長から報告願います。
稲垣委員	<p>広報委員会副委員長の稲垣です。</p> <p>去る8月5日、農業委員会総会終了後に令和3年度第3回広報委員会を開催しました。</p> <p>今回の会議の中では、11月発行予定の農業委員会だよりに掲載する記事について、各担当者から進捗状況の報告を行いました。</p> <p>表紙に掲載する予定の、市内の花弁農家の方へのインタビュー記事については、7月中にインタビューを実施しましたので、今後は、どのように掲載するかを考え、発行までに間に合うよう調整していく予定です。</p> <p>他に、「農業委員会の活動計画」、「農地の権利移動等の手続に関する解説」、「女性委員へのインタビュー」及び「農業者年金」に関する記事については、すでに案ができていますので、今後、より良い広報誌となるよう細かい調整を行っていきたいと思います。</p> <p>また、ホームページでの確認が難しい方のためにも、今年度においても「八千代市農業施策に関する意見書」の内容を掲載したいと考えております。こちらについては、意見書策定委員会の皆さんと連携を図りながら進めていきたいと思っております。意見書策定委員会の皆さんにおかれましては、ご協力の程、よろしく願います。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の報告につきまして、質問等ある方は挙手をお願いします。</p> <p><b>【挙手する委員なし】</b></p>
議長	質問等がないようですので、報告のとおりとします。稲垣副委員長ありがとうございました。

<p>次長</p>	<p>以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。 次に、事務局より連絡事項があります。</p> <p>事務連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○千葉県耕作放棄地対策マニュアルの改訂について</li> <li>○令和3年度第2回農業者年金加入推進対策会議の開催について</li> <li>○農業委員会活動記録簿の回収について</li> <li>○議案書及び現地調査結果報告書について</li> <li>○次回の総会について <ul style="list-style-type: none"> <li>10月8日（金）午後1時30分から</li> <li>市役所 新館6階 第4会議室</li> </ul> </li> <li>○次回の現地調査について <ul style="list-style-type: none"> <li>9月30日（木）</li> <li>担当委員：島村委員，鈴木委員</li> <li>現地調査：午後1時15分に事務局へ集合</li> </ul> </li> </ul>
<p>議長</p>	<p>以上で令和3年第9回総会を閉会します。</p>